

修正案	原案
<p>前文（原案のとおり）</p> <p>第一条から第十条まで（原案のとおり） （公の施設の利用制限）</p> <p>第十一条（原案のとおり）</p> <p>2 知事は、前項の基準を定め、又は改正するときは、審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第十二条（原案のとおり） （拡散防止措置等に係る審査会の意見聴取）</p> <p>第十三条（原案のとおり） （審査会の設置）</p> <p>第十四条 第十一条第二項及び前条各項の規定によりその権限に属するものとされた事項について調査審議し、又は報告に対して意見を述べさせるため、知事の附属機関として、審査会を置く。</p> <p>2（原案のとおり）</p> <p>第十五条から第十八条まで（原案のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1及び2（原案のとおり）</p> <p>3 都は、この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>前文（略）</p> <p>第一条から第十条まで（略） （公の施設の利用制限）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>第十二条（略） （審査会の意見聴取）</p> <p>第十三条（略） （審査会の設置）</p> <p>第十四条 前条各項の規定によりその権限に属するものとされた事項について調査審議し、又は報告に対して意見を述べさせるため、知事の附属機関として、審査会を置く。</p> <p>2（略）</p> <p>第十五条から第十八条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>1及び2（略）</p>